

総行公第25号
平成26年2月21日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各都道府県人事委員会事務局長
各政令指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各政令指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

地方公務員法の一部改正に伴う条例参考例の送付について(通知)

地方公務員法の一部を改正する法律(平成25年法律第79号)が本日から施行されることとなりました。

つきましては、同法の施行に伴い、新設する必要がある条例の参考例を別添のとおり作成しましたので、参考までに送付します。

また、条例の新設に際しては、下記事項のほか、平成25年11月22日付け総務大臣通知、平成26年2月21日付け公務員部長通知及び人事院規則等の内容にも留意の上、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

記

職員の配偶者同行休業に関する条例(例)

(第1条:目的)

この条例の目的について規定

(第2条:配偶者同行休業の承認)

任命権者が、職員の申請に基づき、配偶者同行休業を承認することができることを規定

(第3条:配偶者同行休業の期間)

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第26条の6第1項の条例で定める期間を規定

(第4条:配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

地公法第26条の6第1項の条例で定める事由として、外国での勤務等を規定

(第5条：配偶者同行休業の承認の申請)

配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないことを規定

(第6条：配偶者同行休業の期間の延長)

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることを規定

(第7条：配偶者同行休業の承認の取消事由)

配偶者同行休業の承認の取消事由として、配偶者が外国に滞在しないこととなったこと等を規定

(第8条：届出)

職員から任命権者への届出義務について規定

(第9条：配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

配偶者同行休業の申請に係る期間中、任期付採用又は臨時的任用を行うことができることを規定

(第10条：職務復帰後における号給の調整)

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができることを規定

(第11条：退職手当の取扱い)

配偶者同行休業をした職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、配偶者同行休業をした期間を在職期間から除算することを規定

以 上